

平成25年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成25年5月29日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 森下淑子	委員 加藤和宣	
	委員 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	教育指導課長	教育改革・教育支援担当副参事	
	生涯学習・スポーツ振興課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	15号	平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	16号	東京都北区子ども・子育て条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	17号	東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	承認
4	18号	「北区教育ビジョン2010」改定の検討について	下命

日程	報告事項	報告内容	結果
5	14号	後援・共催事業に関する報告	了承
6	15号	都内公立学校における体罰調査結果報告について	了承
追加日程1	16号	学校と家庭の連携推進事業実施に伴う支援員等の任命について	了承
追加日程2	17号	学校と家庭の連携推進事業における広域スーパーバイザーの設置について	了承

平成25年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成25年5月29日(水) 13:30

森下委員長

皆様、こんにちは。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第15号議案「平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

第15号議案について、ご説明申し上げます。第2回区議会定例会に区長より一般会計補正予算(第1号)が提出されるに当たりまして、教育委員会に意見聴取が参っております。

議案書の一番後ろをおめくりいただきまして、平成25年の東京都北区一般会計補正予算(第1号)、第1表、歳入歳出予算補正というものをごらんください。今回の補正は、教育総務費5,592万1,000円、社会教育費252万円でございます。教育総務費でございますが、これは、学校適正配置関係費でございます。内容といたしましては、滝野川第一小学校と滝野川第七小学校の閉校及び平成26年4月の統合新校の開設に要する経費として、予算補正増額を行うものでございます。

社会教育費は、博物館管理運営費でございます。飛鳥山アートギャラリーを改修し、人間国宝、奥山峰石氏の作品展示スペースを増設するための費用でございます。

以上でございます。

森下委員長

ありがとうございました。

本件につきましてのご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、特に本件に対して反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第16号議案「東京都北区子ども・子育て会議条例等に係る地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

第16号議案について、ご説明申し上げます。議案の1ページをお開きください。子ども・子育て支援法第77条第1項に規定に基づき、東京都北区長及び東京都北区教育委員会、両者の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議を置くというものでございます。

この子ども・子育て支援法の第77条では、このように書かれております。「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」ということにされております。その機関が何をするのかといいますと、まず特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事務を行うこと、あるいは市町村子ども・子育て支援計画に関すること、こういったことを行う、あるいはその子ども・子育て支援事業計画の計画が予定どおり行っているかどうかのチェックといったものを行うことが責務とされているところでございます。

今回の特徴は、これを区長部局の附属機関とするのではなく、教育委員会と区長部局、両方の附属機関にしたというところでございます。

ご説明は以上でございます。

森下委員長

ただいま説明をいただきましたが、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。私からの意見等ではないのですけれども、やはり「子育てするなら北区が一番」という、いつも区長さんの挨拶にもありますけれども、そういう意味でも子ども・子育て会議等のこの支援の推進・充実をぜひ願っていききたいなと思っております。ご質疑・ご意見はいかがでしょうか。

檜垣委員

委員長

森下委員長

檜垣委員

檜垣委員

質問なのですけれども、この会議の第1回の開催時期とか、その辺は予定されているのでしょうか。

学校支援課長

委員長

森下委員長

学校支援課長

学校支援課長 私ども幼稚園を所管します関係で、事務局に入る予定ですので、私からお答えさせていただきます。第1回会議は7月18日に予定してございます。平成25年度から26年度にかけて、それぞれ年度内に各5回程度開催を予定しているということでございます。

森下委員長 ほかに、ご質疑・ご意見、いかがでしょうか。

事務局次長 委員長

森下委員長 事務局次長

事務局次長 ちょっと補足させていただきます。これにつきましては、今まで次世代育成支援行動計画というのを北区でつくっておきまして、これは0歳から一応未成年者全部を対象として、子育てと青少年の健全育成全てを網羅したものでございました。今回の法律改正では、どちらかといいますと、その以前の保育園ですとか、そういったところを中心とした会議となっているのですが、北区といたしましてはそれだけでは足りないだろうということで、いわゆる全般、学校教育から全てを含めた形で、この中で審議をいただきたいという形をとったものでございます。

それゆえ、このような形で教育委員会も十分に主体的にかかわっている形で、教育行政上の課題も基本的には次世代にかかわるもの、要するに未成年者以下にかかわるものについては、ここで積極的にご意見等もいただきたいと考えているところでございます。

今ちょっとお話のありました委員につきましては、大体この条例上は確かに26名以内という形になっております。学識経験者のほか、各団体等の代表の方、それから公募委員といった方々を予定しております。詳細については、では学校支援課長から。

学校支援課長 委員長

森下委員長 学校支援課長

学校支援課長 会議メンバーでございますけれども、学識経験者が2名でございます。区内団体といたしまして各種団体がございますけれども、順番に名称を申し上げさせていただきます。

男女共同参画推進ネットワーク、東京都児童相談所長、北区医師会、東京商工会議所北支部、北区青少年地区協議会、北区私立保育園理事長・園長会、北区私立幼稚園長会、北区立小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、民生委員・児童委員協議会、連合東京西北地域協議会、小学校長会、中学校長会、保育園長会、幼稚園長会、家庭福祉委員会、ほぼ区内の子どもにかかわる団体のものとしての形、それと公募委

員、これから候補選定に入りますけれども、6名予定しているところでございます。

森下委員長

ありがとうございます。公募は6名ということでございますね。

学校支援課長

委員長

森下委員長

学校支援課長

学校支援課長

第16号議案で、意見聴取のところで条例が3本ございまして、ただいま子ども・子育て会議条例に引き続き2本ございますので、私からご説明させていただきます。

意見聴取します条例、2本目でございますけれども、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、5月8日の第5回教育委員会定例会でご審議いただいたものでございますけれども、滝野川紅葉中学校、その位置変更に伴う条例改正でございます。

2番目につきましては、以上でございます。

引き続きまして、3番目になります。東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、毎年改定があるものでございますけれども、第53号議案として区が提出します資料を4ページまでお進みいただけますでしょうか。こちらの参考資料でご説明させていただきます。

今回の改定でございますけれども、介護補償の限度額と補償の算定基礎になります補償基礎額表、この2つが改定になったものでございます。介護補償につきましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が公務上の障害によりまして、介護を必要とする状態になった場合に補償されるものでございますけれども、この限度額につきましては、介護に係る費用、一般的な費用を積算して限度額を定めるものとなっております。この大もとになってございますのは、東京都の公立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例でございます。そちらの改正に合わせての改正という形になります。

介護補償の条件につきましては、いずれも引き下げという形になっております。左のページ5ページの別表の補償基礎額表でございますけれども、こちらにつきましては、前回平成24年度改正では一部引き下げだったのですが、今回全て引き上げとなっております。この理由としまして、これにつきましては東京都の医療職給料表に準じて計算されるものなのですが、東京都の医療職の給与のほうは、扶養手当は廃止になりました。その関係で本給のほうは、そのかわりに引き上げになってございます。公務員の給料については暫時引き下げ傾向にあるのですが、東京都の医療職につきましては、扶養手当が廃止されたかわりに給料が上がったということで、その数値を反映することから、この補償基礎額も引き上げになったというものでございます。

以上、私の説明とさせていただきます。

森下委員長	<p>それでは、ご質疑・ご意見はどうでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
森下委員長	<p>では、本件に対して特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
森下委員長	<p>ご異議ないと認め、第16号議案は意見なしということに決定します。</p> <p>次に、日程第3、第17号議案「東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	委員長
森下委員長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、私から第17号議案、東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。おめくりいただきまして、一部を改正する規則でございますけれども、第6条中「二十名」を「二十五名」に改めるとございます。さらにめくっていただきますと、現行と改正後ということで、第6条の委員の人数でございますけれども、現行が20名以内とあるところを25名以内とするものでございます。これにつきましては、学校運営協議会でございますので、いわゆるコミュニティスクールの協議会の委員となります。これについては、現在、西ヶ原小学校が運営協議会の設置校ということで指定させていただいているところでございますけれども、さまざまな委員の方々のご意見を伺いたいという学校からの要望、またはその協議会の要望もございまして、現行の20名を25名と拡大させていただくということでご提案させていただくものでございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
森下委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまご説明がありましたけれども、ただいまの件につきましてのご質疑またはご意見はありますでしょうか。</p>
加藤委員	委員長
森下委員長	加藤委員
加藤委員	学校運営協議会をつくっているところは、西ヶ原小学校1校のみということなので

すね。今後、こういう形での学校がふえるというようなあれはないのでしょうか。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

コミュニティスクールの特色ある学校の一つと考えておりますけれども、現在西ヶ原地区、それから別の地区でございますけれども、来年度の指定に向けて準備を進めている学校がございます。ですので、今後国でも全学校の1割程度をコミュニティスクール化していくということで方針がございますので、北区といたしましてもさらに特色ある学校の一つとしてふやしていくというような方向性を持っているところでございます。

以上です。

加藤委員

ありがとうございます。

森下委員長

ほかに、先生方はいかがでしょうか。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

今、西ヶ原小学校のコミュニティスクールのことなのですが、20名が25名になりますよね。それで、6つの委員の形に分かれていますけれども、そのふえる5名ですね。参考に聞かせていただければと思うのですが、どの職種から選ぶ予定かとか、そういうものがわかっていらっしゃいますでしょうか。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

特に地域の方が、例えばこれまでずっとかかわっていただいていた地域の方が、地域のその自治会等の役職から離れられて、また別の方なのですが、さらに続けていただきたいとか、それから学識経験者の方を複数名にふやすとか、そのような形でできれば20名よりさらに枠を広げてということで、西ヶ原小学校から伺っております。基本的にはそのあたりの方がふえると伺っております。

以上です。

森岡委員

わかりました。

森下委員長	よろしいでしょうか。2番、3番あたりでご要望があるということですね。ほかに、檜垣委員。
檜垣委員	委員長
森下委員長	檜垣委員
檜垣委員	この東京都北区学校運営協議会なのですが、範囲なのですが、小学校、中学校というのは入るのでしょうか。
教育指導課長	委員長
森下委員長	教育指導課長
教育指導課長	現在のところ、コミュニティスクールは、それぞれの学校単独での制度でございますので、基本的には小学校、中学校、これどちらでも可能でございます。ただ、今のところは、北区においては小学校、西ヶ原小学校1校というのが現状ということでございます。 以上です。
檜垣委員	ありがとうございます。
嶋谷委員	委員長
森下委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	この学校運営協議会は、年に何回ぐらい開かれているのか教えてください。
教育指導課長	委員長
森下委員長	教育指導課長
教育指導課長	今、正確な回数のペーパーを持ってきていないのですが、本年度は主に8回だったかと思います。そのうちの2回が拡大評議会という形で、委員以外の方からも意見を聞く会というもので設けております。原則的におおむね月1回ぐらいのペースで行われております。 以上です。
嶋谷委員	ありがとうございました。

森下委員長

ほかには、よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、特に各委員さんのご意見を伺いますと、反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、第18号議案「北区教育ビジョン2010」改定の検討について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

現在の「北区教育ビジョン2010」は、平成22年2月に策定をいたしましたものでございまして、策定以来3年強を経ているところでございます。文部科学省の中央教育審議会は、4月に第2期教育振興基本計画の答申というのを出しております。この教育振興基本計画というのは、教育基本法に定めます教育ビジョンの正式な名称でございます。この答申でどんなことを言っているかと申しますと、まず前回の教育振興基本計画策定以来、状況が変化しているというのが1点、どんな変化かと申しますと、まず少子高齢化がますます進んでいるということ、人・物・金といったものも流動化が進んで、グローバル化についてもますます進んでいると、それから、終身雇用、年功序列といったものがなくなりつつあり、かつ非正規雇用がふえるといった雇用環境が変わっている、それから、地域社会ほか家族関係のあり方といったものが変わっていくこと、それから経済状況も変わっています。さらに、環境問題、食料、エネルギー問題といった地球規模の課題に対応する必要があるといった点を挙げております。

こういったことから、この答申では、新たな基本計画について4つの方向性を示しております。まず、社会を生き抜く力を養成する。2点目が、未来への飛躍を実現する人材を養成する。3点目が、学びのセーフティネットを構築する。4点目が、きずなづくりと活力あるコミュニティを形成する。この4つでございます。

これを受けまして、東京都教育委員会も教育ビジョンを4月に改定いたしました。これにつきましては、4月に開かれました都教委主催の教育委員の会議で説明がありました。委員の皆様には、そのときの資料を既にお送りをいたしております。

こういった状況からいたしまして、私どもの「北区教育ビジョン2010」も改定の時期になりつつあると考えているところでございます。そこで、委員会において私

どもに「北区教育ビジョン2010」の改定をご下命いただければと考えております。ご下命いただいた場合は、2カ年程度をかけて改定作業を行いまして、その節目ごとに委員会でご説明申し上げて、ご意見を承る等をいたしまして、来年度末までに作成をいたしたいと考えております。

以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。説明していただきました「北区教育ビジョン2010」の改定の検討ということで、先生方、ご意見はいかがでしょうか。

森岡委員 委員長

森下委員長 森岡委員

森岡委員 改定というのは、とてもいいと思うのですよね。その国の方向に合わせてやるという。ただ、2年間ぐらいかけて考えるということで、2年ぐらいたつと状況の変化が出てくる可能性があると思うのですよね。ですから、臨機応変にどんどん先取りではないのですけれど、考えていかないと、またビジョンを改定して、また改定するという形になると思います。そういう点をどう考えているのか、ちょっと意見を聞きたいのですけれども。

教育政策課長 委員長

森下委員長 教育政策課長

教育政策課長 ご指摘のとおりだろうと思います。世の中の動きが速くなっておりますので、せっかく原案をつくっても、さらに改正する必要というのもし生じてくる可能性はあろうと存じます。そのためにも皆様から何度もご意見を伺う、あるいは2年度、来年度につきましては、学識経験者等から意見を、あるいは保護者等の区民の方からも意見を、そういった機会を設けてまいりたいと思っております。

森下委員長 よろしいですか。

では、私からもすみません。この「教育ビジョン2010」というのは、教育委員会が主体となって、学校教育に視点を置いて、特に教育でつくったということで、私たちはすごくいいものだと思っております。いつもそこに戻りながら、いろいろな事業を見ているわけですが、そういう意味で今、政策課長からありましたように、その都度みんなで検討しながら、一番時代に則したものをつくり上げていきたいなど、今回もやはり主体的に教育委員会がつくっていくという点でかかわっていきたいなどと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、いかがでございますか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では、各委員のご意見では反対はないようですので、本件につきましては教育委員会事務局次長に下命することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

異議なしと認め、「北区教育ビジョン2010」改定の検討を、教育委員会事務局次長に下命いたします。よろしく願いいたします。

では、次に報告事項に移ります。日程第5、報告第14号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催事業に関してご報告申し上げます。名義使用承認報告、事業実績報告、ともに7件ずつでございます。まず、名義使用承認報告でございます。

1件目、青少年団体指導者講習会。北区青少年委員会の主催で、6月19日から来年3月31日までの間、北とぴあ他で実施されます。

2件目、2013 夏休み・こども川賊キャンプ。NPO法人エコ・コミュニケーションセンターの主催で実施されます。別紙1をごらんください。事業の詳細でございます。埼玉県のときがわで、8月5日から9日と、19日から22日の2つの期間で、それぞれお示しのスケジュールが予定されているところでございます。

3件目、2013 きたつくすウォーク@赤羽。公益社団法人王子法人会の主催で、7月28日に実施されます。別紙2をごらんください。赤羽会館4階大ホールにおきまして、午前中でございますが、お示しのスケジュールで実施されることになっております。

4件目でございます。童謡コーラス名曲大合唱。特定非営利活動法人 童謡コーラス支援事務局埼玉支部の主催で、6月26日、赤羽会館 講堂で実施されます。

5件目、第28回 北区小・中学生アイデア工夫展。青少年委員会の主催で、10月12日と13日の2日間、北とぴあ 展示ホールで実施されます。

6件目、第11回飛鳥山薪能につきましては、別紙3をごらんください。これにつきましては、今年度2日に分けて実施をされます。まず、第1日が、第1回飛鳥山薪能祭でございます。それから第2日が18日でございますが、飛鳥山薪能の本番ということとなります。以上でございます。

7件目が、北区労働者体育文化事業。北区労働組合連合会の主催で、7月7日から来年3月7日までの間に実施されます。別紙4に6つの事業が計画をされているものでございます。

事業実績報告は、お示しの7点でございます。以上でございます。

森下委員長	ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、またご質問はございますでしょうか。
檜垣委員	委員長
森下委員長	檜垣委員
檜垣委員	質問です。2番目のNPO法人エコ・コミュニケーションセンターの北区・豊島区を中心とした小中学生のキャンプなのですけれども、大体例年何名ぐらいの方が参加しているのか、おわかりになればと思いますけれども。
森下委員長	参加人数ですね。おわかりになりますでしょうか。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
森下委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	すみません、例年の記録が今手元にないので、わかりません。次回、調べてご報告させていただきます。
檜垣委員	日程が8月5日から9日までの5日間ということなので、また小学校・中学校合わせてということですので、川の事故ですとかがないように安全に実施していただければと思います。よろしく願いいたします。
森下委員長	人数につきましては後でということで、よろしく願いいたします。 ほかに、特にご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
森下委員長	では、特にご質疑・ご意見がないようですので、本件につきましても報告はこれで終了にしたいと存じます。 次に、日程第6、報告第15号「都内公立学校における体罰調査結果報告について」事務局から説明をお願いいたします。
教育指導課長	委員長
森下委員長	教育指導課長

それでは、私から報告第15号、都内公立学校における体罰調査結果報告について、ご説明を申し上げます。恐れ入ります、1枚おめくりいただきたいと思ひます。

先週5月23日でございますけれども、東京都教育委員会により公表されました都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）でございますけれども、この1枚目につきましては、公表を受けまして教育委員の皆様方に原案をお示しし、ご決定いただきました東京都教育委員会による体罰調査結果公表についての区教育委員会としてのコメントでございます。

事務局といたしましては、この文書を教育委員会のホームページに23日の正午より掲載させていただくとともに、各学校長・幼稚園長に対しまして、直近の学校だより等で保護者の皆様にご周知いただくように依頼したところでございます。こちらの文面にもございますように、教育指導課といたしましては、学校から暴力や恐怖を一掃すべく、今後とも各校園長とともに力を尽くしてまいりたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

1枚おめくりいただきまして、東京都教育委員会が取りまとめました、先ほども申し上げましたが、都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）が、私から概要のみ説明をさせていただきたいと存じます。

まず、公表されました体罰でございますが、これは平成24年度中に発生しました体罰ということでございます。ここで、体罰として学校名が公表されましたのは、恐れ入ります、このステープラーどめの資料の一番最後、15ページになりますが、別添体罰分類基準というものがございます。こちらをおあけいただきたいのですけれども、そこが一番上に①体罰と分類されている、児童・生徒の身体を侵害する有形力の行使、これに当たるものでございます。具体的には、たたく、殴る、蹴る、胸ぐらをつかむ（体が持ち上がる、首がしまる、壁に押し付ける）、髪をつかんで引っ張る、頬をつねる、棒や本を持ってたたくなどの行為でございます。

お戻りいただきまして、申しわけございません。2ページをお開きください。2ページの2の報告数でございますけれども、これにつきましては、申告者については、児童本人、それから教職員本人、他の児童・生徒の順に申告者が多いとなっております。これらの報告数が公表されております体罰数より多いのは、複数にまたがって、つまり教職員本人と児童・生徒本人が両方から申告のあった場合というのもカウントされておりますし、後に体罰の分類から外れたものも報告数という形で含まれていると認識しております。

多分、教職員からの申告が意外と少ないという結果になってございます。（2）に申告者別報告数の2段目に、他の教職員98件となっておりますけれども、これにつきましては、例えば教室等の当該教員の単独の場で発生するケースが多いものと私どもでは分析しております。複数の教員がチームで指導に当たる場合には、このような体罰に至らないということの証左であろうかと考えております。

それから、その下の3番の報告の内容でございますが、先ほどの分類の体罰につきましては、①のところでございます。全都で146校となっております、小学校が30校、それから中学校が82校でございます。校種別では中学校が56%となっております。

3ページ、4の体罰の内容について、簡単にご説明いたします。(1)行為者別の体罰の状況でございます。教職員が圧倒的に多いとなっております。それから(3)をごらんいただきますと、体罰が多いのは、これは校種別にはっきりと差が出ております。小学校につきましては、部活動中というのがゼロになっておりますが、これにつきましては、小学校の課外クラブ活動というのは、中学校や高校と比較しますと、ほとんど数的には少ないということでございまして、ほとんど全ての学校に部活動がございます中学校、高等学校ともに半数以上が、その部活動中に行われているということでございまして、これについては全都的なスケールで申しますと、やはり課題があると考えております。

それから、めくっていただきまして、4ページでございます。4ページの(6)傷害の事案ということでは、31校で発生しております、実は北区の中学校でも、この中の歯牙破折が発生してございます。5ページの(7)体罰に対する認識でございますけれども、ほぼこれ多い順に並んでいる形になってございますが、全て校数で申し上げますが、感情的になってしまった、これが55校、それから言葉でくり返し言っても伝えられなかったが45校、さらに、体罰と思っていなかったが30校ということになります。従前から指摘がございます。指導したときの内容そのものよりも、そのときの子どもの態度に腹を立ててしまった、つかつとなって暴力を振るってしまうとか、説諭では納得させられる力がない、指導力が不足しているといった問題に加えまして、体罰に関しての認識が非常に甘いという実態が確認されることになりました。

さらにめくっていただきますと、7ページ、8ページ、こちらには、東京都の今後の取り組みということで、報告が紹介されてございます。教育指導課といたしましても、体罰チェックシート等を作成するなど、人権教育や教育相談等についての研修をなお一層充実させるとともに、先ほど申し上げました部活動のあり方については、今年度設置する部活動のあり方検討委員会においても適切な指導の方法等をテーマに加えるなど、暴力や恐怖によらない教育の確立に全力を尽くしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

今後につきましては、体罰撲滅を初め、子どもの人格を軽視するような、体罰には至らないまでも暴言等の一掃を進める一方で、毅然とした指導は行うべきでございまして、悪質な問題行動等については、警察等の関係機関との連携も臆することなく進めていくべきであると考えてございます。

これらの資料の後に、8、体罰が行われた学校ということで、学校名が挙がっております。こちらについては既にごらんいただいているかと思っておりますけれども、北区の学校につきましても、小学校2校、こちらの表中の番号で申しますと、10と11、中学校2校、表中の番号で申し上げますと、めくっていただいて、この表の3枚目でございますけれども、56と57、これが公表されている学校ということでございます。

なお、表中の回数、それから傷害の有無の欄のところに黒丸がございますけれども、この黒丸が付されている学校が、いわゆる校名だけではなくて、事案の概要が公表されているということでございまして、北区の学校につきましては、小中学校各1

校が含まれてございます。当該の4校につきましては、各学校から保護者や地域の方々には適切にご報告を申し上げまして、児童・生徒にも校長から体罰やいじめのない学校づくりということで、全校朝礼等で既に呼びかけているというところでございます。

また、本日現在まで、この件につきまして、私ども事務局を含めて、該当校に対してマスコミ等からの問い合わせはございません。

私からの報告は以上でございます。

森下委員長

それでは、今指導課長から体罰調査の結果報告についてのご報告がございましたが、この件についてご質疑、またご意見はございますでしょうか。

私からですが、今回のこのような発表ということで非常に重く受けとめております。また、ホームページで23日に教育委員会としてメッセージを送ったことは大変大切なことだったと思っています。それぞれの学校で今までの取り組みを反省して、これからに向けた指導体制づくりをしたり、いろいろと前に向かっていくと思うのですね。今まで、学校では必ず週1回、子どもたちに向けての視点で、学校の校則ですか、あるいは基本的な生活習慣の徹底等の内容が多いかと思うのですけれども、生活指導朝会を開いていると思います。今後は、月の初めあたりに、教職員が自分たちに向けての生活指導朝会といいたいでしょうか、よい指導例、困難な指導例に対してこんな取り組みをしているみたいなことをお互い共通に理解し合って、反省したりまたは前向きになったりという時間を設けていただければ、さらに北区としてもいいのかなという気持ちを持っております。

ほかに、特にございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

ではまた、ございましたら、その都度指導課にとということで、よろしく願いいたします。

では、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

本日、ここで報告第16号「学校と家庭の連携推進事業実施に伴う支援員等の任命について」及び報告第17号「学校と家庭の連携推進事業における広域スーパーバイザーの設置について」を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、報告第16号及び報告第17号を日程に追加します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

それでは、私から追加日程第1、報告第16号、学校と家庭の連携推進事業実施に伴う支援員等の任命について及び追加日程第2、報告第17号、学校と家庭の連携推進事業における広域スーパーバイザーの設置について、恐れ入ります、一括して報告させていただきたいと存じます。

まず、学校と家庭の連携事業につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入ります、お手元に家庭と子どもの支援員の派遣というA4横版のものがございます。こちらをごらんいただければと思います。その資料につきましては、平成24年5月8日付の定例校園長会の資料として、各校園長先生方にお配りしたものでございます。この家庭と子どもの支援員の派遣についてでございますけれども、実はこの事業は平成22年度まで登校支援員活用事業ということで行われてございました。平成22年度までは、区立の中学校12校に登校支援員ということで配置をしてございました。これは、この名称どおり、不登校対策、不登校の生徒に対する支援を主な活動内容としていたものでございます。これをこの支援員の活用範囲を平成23年度より、いじめ、暴力行為、あるいは児童虐待等の家庭環境を原因としまして発生いたします生活指導上の課題を含めまして拡充するため、改めまして学校と家庭の連携推進事業と再編いたしまして、この登校支援員が家庭と子どもの支援員という名称に改まったものでございます。

さらに、これに加えて、この支援員への助言や支援を行うスーパーバイザーを配置することになりました。支援員につきましては、各校毎週おおむね3日程度、スーパーバイザーにつきましては、各校原則年間3回程度活用できることとなってございまして、初年度でございます平成23年度につきましては、中学校12校と小学校6校に配置させていただきました。2年目になります平成24年度でございますが、先ほどの参考資料をごらんいただきますと、右のところに四角い枠がございまして、小学校7校配置してございますが、平成24年度から新たに最後に書かれております豊川小学校が1校加わって、小学校7校となりまして、現在に至ってございます。

この事業の経費につきましては、初年度のみ、国と2分の1ずつの負担となっておりますが、2年目以降は、区の3分の1を負担することとなっております。恐れ入ります、最初の名簿にお戻りいただきたいと思います。現在、スーパーバイザーとして20名の方が学校の推薦を受けて登録されてございます。これらの方々には、中には精神科医の方でございますとか、大学の教員でございますとか、臨床心理士、それから社会福祉士等の資格をいらっしゃる方、それから保護司や主任児童委員等の地域の青少年の育成に深くかかわっておられる方が入ってございます。

また、支援員といたしましては、延べで33名の方が当19校で活動してございまして、各学校で成果を上げているところでございますが、こちらにつきましては、例えば地域に住んでいらっしゃる元教員でありますとか、PTAのOBの方もいらっしゃいますし、先ほど申し上げました保護司であるとか、民生・児童委員の方々、あるいは大学生や大学院生等もいらっしゃいます。こうした方々が、今それぞれの学校で活動いただいているところでございまして、成果を上げているところでございます。

北区といたしましても、このたび教育委員会として支援員並びにスーパーバイザー

を正式に任命させていただくことで、活動いただいている方々の自覚といたしますか、モチベーションを高めるとともに、活動しやすい環境を整えていくことといたしました。そのため、これらの方々に教育委員会としての任命状を公布させていただくということにしたものでございます。

また、報告第17号、学校と家庭の連携推進事業における広域スーパーバイザーの設置についてをおめぐりいただきますと、A4、1枚で要旨から、6番、任命予定者（参考）ということで、説明させていただいているものでございます。この広域スーパーバイザーにつきましては、特に中学校における生活指導上の課題が単独の1校にとどまらず、いわゆる学校間の闘争でございますとか、複数校にまたがるグループでの問題となることが多いことから、単に1校のみならず学校の枠を超えて活動できることとし、このための活動がしやすいことを目的といたしまして、区独自に広域スーパーバイザーという形で任命させていただくようにしたものでございます。

この広域スーパーバイザーでございますけれども、特に中学校の生活指導に対して区内ですぐれた実績を上げられるとともに、青少年の健全育成への経験や見識の高い方であると教育委員会が認めた方を任命させていただくことといたしました。今年度は、これまでこの学校と家庭の連携推進事業の開始時から積極的にご協力をいただくとともに、飛鳥中学校のひまわり教室の取り組み等を通じてすぐれた実績を上げてこられました、こちらの6番の任命予定者でございます原和夫氏を任命させていただくことといたしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、この原和夫氏と飛鳥中学校のひまわり教室の取り組みにつきましては、全国的に文部科学省等もその取り組みについて視察に来るなどのことがございまして、このたびNHKでドキュメンタリー、これはまだ仮の題名ですが、「子どもたちを支える」という題のドキュメンタリー番組としての取材が進められておりまして、NHKの総合の5月31日、金曜日、関東甲信越首都圏スペシャル、午後8時から43分まででございますが、こちらで放映の予定と伺っております。

さらには、NHK総合の全国地方発ドキュメンタリーというのが、深夜枠、月曜日の深夜にあるのですけれども、この6月11日の0時40分から1時25分の中でも放映されると伺っております。

私からの報告は以上でございます。

森下委員長

ただいま、追加の分についてのご説明がありました。これらについてのご質疑、またご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

檜垣委員

委員長

森下委員長

檜垣委員

檜垣委員

大変有益な取り組みで、ありがたいと思っております。子育ての悩みですとか、それから子どもたちの活動での問題行動というのは、待ったなしのことが多いと思うのですね。そういったときの具体的な連絡先は、優先順位といたしますか、まずは各学

校、連絡がつかないときは、このスーパーバイザーに直接携帯で電話できるとか、今どのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

既に一部のスーパーバイザーといたしますか、支援員の方は、例えば子どもたちに自分の連絡先を伝える、学校にも伝えてありますけれども、何かあったときには地域の方ですので、学校にその連絡がつかない場合には自分のところに連絡するようにという形で活動されている方もいらっしゃいます。ただ、今のところ、全員の支援員であるとかスーパーバイザーが、子どもたちに対してご自分の電話番号等を提供するという形になっておりませんので、このあたりの整備、例えば専用の電話等をどうするかとか、こうしたことについても今後また検討をしてみたいと考えております。

檜垣委員

よろしく願いいたします。

森下委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

先ほどスーパーバイザー20名は学校の推薦ということでしたが、この家庭と子ども支援員33名は学校の推薦なのか、もしくは本人の希望というか、どういう形ですか。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

これは、基本的には地域の人材の活用という側面もございますので、ほとんどの場合といたしますか、私どもの把握している範囲では全部学校がやはり人選をしているというところがございます。以上でございます。

森下委員長

学校が推薦をしているということですね。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員	1つ、いいですか。広域スーパーバイザーとして原さんがなったということなのですが、そのほかにもこのスーパーバイザーの中には、幾つもの学校をまたがって現実に広域でやっていらっしゃる方がいらっしゃるのですが、広域スーパーバイザーというのは1人だけの任命なのですか。もっとふやすという形はないのでしょうか。
教育指導課長	委員長
森下委員長	教育指導課長
教育指導課長	スーパーバイザーにつきましては、先ほど申し上げましたように原則年間3回となっておりますので、幾つかの学校で同じ方というケースがございます。確かに優秀な方でございますが、基本的には例えばこれまでの実績等も加味しながら、やはりお一人だけではなくて複数必要な場合には適宜任命していきたいと考えております。 以上です。
森下委員長	私からは質問ですけれども、これらの有益なこういうシステムが北区にはありますよということを、各学校から家庭への周知といいましょうか。子育てに悩んだりとか、いろいろあるでしょうし、今はどういう方法で周知をされている状況でしょうか。
教育指導課長	委員長
森下委員長	教育指導課長
教育指導課長	こういう事業があって活用できるということについては、各学校、学校だより等を通じて発信するようにと指示をしておりますけれども、積極的に活用しているところと、そうでないところ、まだまだスクールカウンセラーのように定着しておりませんで、このあたりのところもやはり今後の課題になってくるかなと思っております。ただ、現在小学校7校なのですけれども、それ以外にも小学校でのこの活動、他の学校でのこの活動を見聞きして、校長先生方の中にはぜひうちの学校にも来年度は導入できないだろうかという既にご相談がございまして、これがまた広まっていくかなと、この任命制度についても、やはりモチベーション、あるいは教育委員会としてこの方に正式に頼んでいるのだよということをお伝えすることによって、それぞれの方が活動しやすくなるという、そういう側面もございますので、ぜひこの存在を各学校から家庭に広げていきたいと思っております。これも一つ今後の課題でもございます。 以上です。
森下委員長	恐らく7校以外の学校でも、ぜひお願いしたいという思いはあると思います。実際

そういう問題が起きた場合は別に7校ではないからだめということではなく、適宜いろいろな部署での相談というのは図られていることだと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。

嶋谷委員

委員長

森下委員長

嶋谷委員

嶋谷委員

この家庭に子どもの支援員、またスーパーバイザーは、任期とかはあるのでしょうか。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

一応1年間でございますけれども、ただ最近は妨げてございません。予算は1年ごとに組んでございますので、そのような形で進めさせていただいております。以上です。

嶋谷委員

ありがとうございました。

森下委員長

ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、平成25年第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。